

能楽 囃子方
大倉流小鼓方十六世宗家
大倉 源次郎

1957年大倉流小鼓方十五世宗家、大倉長十郎の次男として大阪に生まれる。父に師事した後、85年十六世宗家を継承。2017年人間国宝に認定される。

日本美術ライター
橋本 麻里

日本美術を主な領域とし、『和楽』『ブルータス』など新聞、雑誌の編集や寄稿のほか、NHK・Eテレの美術番組を中心に、日本美術を楽しく、わかりやすく解説。著書に『美術でたどる日本の歴史』全3巻（汐文社）、『京都で日本美術をみる [京都国立博物館]』（集英社クリエイティブ）ほか多数。

文化秘境、奈良 多武峰で体感する月夜の能
橋本麻里と辿る“大和の古道” 2日間

橋本麻里が案内する
ここでしか体験できない特別な文化鑑賞

奈良県の東部から南部に広がる奥大和エリア。のどかな原風景が広がる“まほろば”には、国宝をはじめとする貴重な文化財が数多く集まり、“日本文化の原点”を形作っています。この奥大和エリアを橋本麻里が全行程をナビゲートし、専門的ながらわかりやすい解説とともに鑑賞。さらに初日の夜には、人間国宝の大倉源次郎を招いたこのツアーの参加者だけの奉納能の鑑賞。観阿弥・世阿弥と深いかわりを持つ談山神社の境内で幻想的な時間をお楽しみいただけます。

《ツアー日程》

12/24(月・振休) - 25(火)

□ 募集人数：15名（最少催行人数6名）

□ お申込み先：<https://www.toppanttravel.com/lp/tounomine2018/>



《特別企画① 談山神社での奉納能》

能楽を大成した観阿弥・世阿弥の本拠地として大切にされてきた談山神社の境内で、このツアーに参加した人だけが体験できる人間国宝の大倉源次郎氏を招いた特別な能をご覧ください。幻想的なひとときをお楽しみください。



《特別企画② 橋本麻里氏によるトッパンVR特別文化講座》



二日目の朝には、モーニングセッションとして、最先端の技術でデジタル化した文化財 VR を体験しながら奥大和の歴史・文化を学べるデジタル文化財講座を実施。ここだけの特別な解説をお楽しみください。

《日程》

月日	時間	スケジュール
2018年 12月24日(月・振休)	10:00	京都駅集合 (バス乗車)
	12:00	昼食 (オーベルジュ・ド・ブレザンス桜井)
	13:30	安部文珠院 特別拝観
	15:00	聖林寺
	16:00	談山神社 特別拝観 大倉源次郎氏等による奉納能
	19:00	夕食 (御料理 花壇)
	21:30	宿泊先 (登大路ホテル または 奈良ホテル)

12月25日(火)	07:00	朝食・モーニングセッション
	09:00	大神神社・三輪山
	12:30	昼食
	14:30	室生寺 特別拝観 龍穴神社
	18:30	京都駅解散



■ ツアー日程	2018年12月24日(月・振休)・25日(火)
■ 募集人数	15名 (最小催行人数6名) *先着順となります
■ 旅行代金	1名様あたり 税込712,800円 (1名様1室利用) 税込702,800円 (2名様1室利用) *京都発料金となります
■ 添乗員	同行します
■ 旅行販売	株式会社トッパントラベルサービス (TEL 03-5403-2300)
■ 文化体験企画	凸版印刷株式会社
■ お問合せ・お申込み先	<お申込み締切: 2018年11月30日(金)> » https://www.toppantour.com/lp/tounomine2018/

ご旅行条件書 要約 (国内 募集型企画旅行契約)

お申込みの際には、必ず旅行時条件書(全文)をお受け取りいただき、事前に内容をご確認の上お申込み下さい。

- 募集型企画旅行契約: この旅行は、株式会社トッパントラベルサービス(東京都港区浜松町2-6-2 浜松町262ビル、観光庁長官登録旅行業第51号。以下「当社」といいます)が旅行企画・実施するものであり、この旅行に参加されるお客様は、当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。また契約の内容はコースごとに記載されている条件のほか、下記条件及び当社旅行業約款(国内・募集型企画旅行契約の部)によります。
- 旅行のお申し込み及び契約の成立: (1) 旅行のお申し込みは、申込書に所定の事項を記入し、申込み金を添えてお申込みいただけます。当社が契約の締結を承諾し、申込み金を受理した時に契約が成立するものとします。お申込み金は旅行代金、取消料または違約料の一部として取扱います。当社は電話、郵便、ファクシミリ、その他の通信手段によるお申し込みを受け付けます。この場合、予約の時点では契約は成立しておらず、翌日から起算して3日以内に申込み手続きをお願いします。この場合にも、当社が契約の締結を承諾し、申込み金を受理した時に契約が成立するものとします。
- 申込金について: 国内旅行申込金 申込金(お一人様)150,000円以上旅行代金まで
- 旅行代金のお支払い: 旅行開始日の前日から起算して、さかのぼって13日目にあたる日以前にお支払いいただきます。
- 旅行代金に含まれるもの、含まれないもの: (ア) 含まれるもの/旅行日程に記載された、宿泊費、食事代、及び消費税等諸税。当社は旅行開始後、お客様の都合で宿泊・食事・観光等のサービス提供をお受けにならなかった場合は、その払い戻しはいたしません。(イ) 含まれていないもの/①旅行日程中の「フリータイム」「自由行動」「各自で」「お客様負担」等と記載されている区間の交通費等諸費用②超過手荷物料金(規定の重量、容量、個数を超える分について)③クリーニング代、電報、電話料、追加飲食費等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料。
- 旅行内容の変更: 当社は、旅行契約の締結後であっても天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、交通事情、気象条件など、当社の管理できない事由により旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れが極めて大きい時は、当該旅行の実施を取り止めるか、又はお客様にあらかじめ事由を説明して旅行日程、旅行サービスの内容、その他旅行契約の内容を変更することがあります。
- 旅行代金の変更: 当社は著しい経済情勢の変動により、通常予想される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金が改定された場合は、旅行代金を変更することがあります。増額の場合は、旅行開始日の16日前迄にお知らせします。
- お客様からの旅行契約の解除: (1) お客様はいつでも次に定める取消料(お1人様につき)をお支払いいただいで、旅行契約を解除することができます。この場合、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引き払い戻しいたします。申込金のみで取消料がまかなえないときは、その差額を申し受けます。また、お客様は次に掲げる場合においては、下記の取消料を支払うことなく旅行契約を解除できます。
①旅行内容が、第12項の重要な変更であるとき。 ②第7項に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。
③当社がお客様に対し、第3項の期日までに確定書面を交付しなかったとき。 ④当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。
- 取消料: 旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは、次の金額を取消料として申上げます。(お一人様)

	契約解除の日	取消料(お一人様)	契約解除の日	取消料(お一人様)
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	1) 21日以前にあたる日以前の解除	無料	4) 旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
	2) 20日目にあたる日以降の解除(3-6を除く)	旅行代金の20%	5) 当日の解除(6を除く)	旅行代金の50%
	3) 7日以前にあたる日の解除(4-6を除く)	旅行代金の30%	6) 旅行開始後の解除又は無連絡不参加	旅行代金の100%

- 特別補償: 当社は、当社が実施する募集型企画旅行に参加するお客様が、その旅行中に急激かつ偶発的な外来の事故により生命、身体に被った一定の損害等について、特別補償規程に定めるところにより、あらかじめ定める額の補償金及び見舞金を支払います。
- 通信契約: 当社は、当社が提携するクレジットカード会社より、所定の伝票への「会員の署名なくして旅行代金の支払いを受けることを条件に「電話、郵便、ファクシミリ、その他の通信手段」による旅行のお申込みを受け付ける場合があります。(お申し込み支店・受託旅行会社により当該取扱いができない場合があります。又取扱可能なクレジットカードの種類も受託旅行会社により異なります。)(1) 旅行契約は当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立するものとします。又、申込時には、「募集型企画の名称、出発日、カード名、会員番号、カード有効期限」等を当社にお申し出いただけます。(2) 「カード利用日」は、会員及び当社が旅行契約に基づく旅行代金等の支払又は払戻債務を履行すべき日とし、前者は契約成立日、後者は契約解除のお申し出の日となります。
- 国内旅行傷害保険加入のすすめ: 安心してご旅行をいただくため、お客様ご自身で保険をかけられることをおすすめします。
- 個人情報の取り扱いについて: 当社及びパンフレットの「販売店」欄記載の受託旅行者(以下「販売店」といいます)は、旅行申込みの際にご提出いただいた個人情報について、お客様との連絡のためや運送・宿泊機関等の提供するための手配及び受領のための手続等に利用させていただくほか、必要な範囲内で当該機関等及び手配代行者に提供いたします。
- 旅行条件・旅行代金の基準: この旅行条件は2018年8月1日を基準としています。又旅行代金は2018年8月1日現在の運賃・料金を基準としています。